

花巻市クーリングシェルター募集要項

1 目的

本要項は、気候変動適応法（平成 30 年法第 50 号）に基づき、熱中症による健康被害を予防するため、市民等のために暑さをしのぐ避難場所として施設の一部を開放する指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）を募集することを目的とします。

2 募集施設

市内の民間施設

3 施設の要件

住民等の滞在のために供する部分（以下「供用部分」という。）について次の要件を満たすものを、市がクーリングシェルターとして指定します。

- （1） 適当な冷房の設備を有していること。
- （2） 岩手県内に熱中症特別警戒情報の発表された場合、その対象日にクーリングシェルターとして指定された施設を、冷房の機器を運転した状態で住民等に開放することができること。ただし、施設の休業日や営業時間外においてはその限りではありません。
- （3） 供用部分について、住民等の滞在のために必要かつ適切な空間が確保されていること。
（注 1）受け入れることが可能と見込まれる人数が 5 人であれば 5 人が同時に適切に滞在できる空間が確保されていることを指します。
- （4） 供用部分について、椅子等が設置されており、熱中症予防のための飲食が可能であるなど、休息が取れる環境であること。
- （5） 供用部分が無料で利用できること。

4 施設における実施内容

- （1） 空調の適切な管理
- （2） 熱中症特別警戒情報及び熱中症予防情報について積極的に取得し、把握に努めること
- （3） 熱中症特別警戒情報発表時のクーリングシェルターとしての施設開放
なお、熱中症特別警戒情報の発表時以外においても、住民などが暑熱を避けるため滞在できるようご協力をお願いいたします。
- （4） 供用部分について、受入可能人数に応じた適切な空間の確保と休憩用の椅子等の設置（既設のもので可）
- （5） クーリングシェルターの場所等の案内（問い合わせがあった場合）
- （6） 体調不良者への初期対応（救急搬送の要請等）
- （7） 必要に応じ、熱中症予防に関する資料等の設置

5 施設を開放する条件

環境省の暑さ指数（WBGT）の予測値が 35 以上になった場合に発表される「熱中症特別警戒情報（注

2)」が岩手県内に発表されたときは、協定書における開放曜日、時間帯において開放していただきます。

注2) 都道府県内において、全ての暑さ指数情報提供地点における翌日の日最高暑さ指数(WBGT)が35以上になると予測される場合、午後2時頃に環境省が発表するもの。有効期間は当日午前0時から午後11時59分まで。

6 運用期間

熱中症特別警戒情報運用期間である4月第4水曜日から10月第4水曜日まで。ただし、初年度の開始日は指定の日からとします。

解放する日及び時間帯は、各施設の通常の開館日時に応じます。

7 指定までの流れ

- (1) 市担当課へクーリングシェルターの別紙応募用紙提出(持参、郵送、FAX, メールのいずれも可。)
- (2) 市において応募内容の審査(4の要件などを満たしているか、書類や聞き取りなどで確認します。場合によって、職員が現地を確認する場合があります)
- (3) 協定の締結・クーリングシェルターとしての指定
- (4) クーリングシェルター施設情報の公表(市ホームページ)
- (5) クーリングシェルターの運用開始

※応募用紙を提出した時点で、市からのクーリングシェルターの指定に同意したものとみなします。

8 留意事項

- (1) 電気使用料等、クーリングシェルターの開放に当たって必要な経費の負担は、施設管理者にご負担をお願いします。
- (2) 本要項に定めがない事項について取扱いを定める必要があるときは、その都度各施設管理者と市が協議し定めるものとします。
- (3) 公序良俗に反する、取組の趣旨に適さない等、市が不相当と認める場合は、クーリングシェルターとして指定しない、または指定を取り消す場合があります。

9 応募先・担当

花巻市市民生活部生活環境課 環境計画係

〒025-8601

花巻市花城町9番30号

電話 0198-41-3530

FAX 0198-21-1152

E-mail kankyou@city.hanamaki.iwate.jp